

船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市グリーン調達等基本方針（以下「方針」という。）に基づく電気の入札の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、方針で使用する用語の例による。

(対象)

第3条 別添の高圧受電施設を対象とする。

(環境評価項目)

第4条 環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（メニュー別調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 加点項目

(入札の参加資格者)

第5条 入札の参加資格者は、前条で定める環境評価項目について、別表により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(評価)

第6条 入札に参加しようとする小売電気事業者は、前条の規定により算定した評価点等を記載した環境評価項目報告書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図表を添付するものとする。

- (1) 未利用エネルギーの活用状況を示す書類または図表
- (2) 電源構成等の再生可能エネルギーの導入状況を示す書類または図表
- (3) 加点項目の実施状況を示す書類または図表

(その他)

第7条 この要領により定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(事務処理)

第8条 この要領に係る事務処理は、環境政策課において行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月24日から施行する。

この要領は、平成31年3月25日から施行する。

この要領は、令和2年3月26日から施行する。

この要領は、令和3年3月29日から施行する。

この要領は、令和4年3月29日から施行する。

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月26日から施行する。

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

この要領は、令和8年7月8日から施行する。

別表 電気の調達に係る環境配慮契約評価基準

環境評価項目	区分	配点
前年度の二酸化炭素排出係数 (メニュー別調整後排出係数 kg-CO ₂ /kWh) (注 1)	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
前年度の未利用エネルギーの活用状況 (注 2)	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (注 3)	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 8.00 %未満	10
	0 %超 3.00 %未満	5
	導入していない	0
加点項目 (注 4)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注 1 「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表された前年度のメニュー別調整後排出係数、または「温対法」に基づき小売電気事業者が算定した前年度のメニュー別調整後排出係数のうち、調達するメニューの最新のものとする。

注 2 以下の算定式により算出する。

《算定方法》

$$\text{未利用エネルギー活用状況(\%)} = (\text{①} \div \text{②}) \times 100$$

① 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)

② 前年度の供給電力量（需要端）(kWh)

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。））をいう。

ア 工場等の廃熱または排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）」で定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

ウ 高炉ガスまたは副生ガス

(3) 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(4) 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 以下の方法で算定した数値をいう。

《算定方法》

前年度の再生可能エネルギー導入状況(%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来す

るものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

⑥ 前年度の需要端における供給電力量（kWh）

(1) 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

(2) 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤）は、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

(3) 前年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 4 需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」のことをいい、具体的には次の①～④に掲げるいずれかを実施している場合に加点する。

① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

② 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

③ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

④ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギー

一に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

注5 第1号様式提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表及び（注1）から（注3）中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

第 1 号様式

年 月 日

環境評価項目報告書

船橋市長 あて

所 在 地
名 称
(小売電気事業の登録番号)
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領第 6 条に基づき、算定した評価点等について関係書類を添えて以下のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類に係る記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

環境評価項目	数値等	評価点
供給する電気の前年度の二酸化炭素排出係数 (メニュー別調整後排出係数 kg-CO ₂ / kWh)		
前年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)		
前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%)		
加点項目の実施 (要領別表注 4 のうち該当するものに○)	1 2 3 4	
合計		

供給する電気メニューの名称 (○○でんきプラン 等)	環境省公表排出係数一覧のメニュー名 (メニュー○ 等)

- 「数値等」及び「評価点」には「船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領」別表により算定した値を記入すること。
- 記入した数値等の根拠となる書類を添付すること。

別添

対象施設
分庁舎
庁舎別館
福祉ビル
船橋スカイビル
二宮出張所
芝山出張所 ， 私立保育所 複合施設
西船橋出張所 ， 老人憩いの家 ， 地域ステーション 複合施設
三山市民センター 等複合施設
中央老人福祉センター
北部福祉会館 等複合施設
西部福祉会館
南部福祉会館
社会福祉会館
ケア・リハビリセンター 等複合施設
看護専門学校
身体障害者福祉作業所太陽 ， 身体障害者福祉ホーム若葉 複合施設
海神児童ホーム ， 西簡易マザーズホーム ， 老人憩いの家 複合施設
宮本第一保育園
浜町保育園
若松保育園
湊町保育園
千鳥保育園
西船保育園
本中山保育園

行田保育園
高根保育園
二宮保育園
習志野台第一保育園
習志野台第二保育園
高根台保育園
芝山第一保育園
小室保育園
青少年センター ， 海神第二保育園 等複合施設
本町保育園
海神第一保育園
中央保育園
農業センター 等複合施設
芝山消防署 前原分署
東消防署 古和釜分署
西部消防保健センター
総合教育センター 等複合施設
郷土資料館
青少年会館
中央公民館 ， 市民文化ホール 複合施設
宮本公民館 等複合施設
海神公民館
浜町公民館 等複合施設
東部公民館 ， 消防団第十三分団 2 班器庫（前原西）等複合施設
飯山満公民館
薬円台公民館 等複合施設

西部公民館 等複合施設
丸山公民館
塚田公民館 等複合施設
法典公民館 等複合施設
西船レックス(葛飾公民館)
北部公民館 等複合施設
八木が谷公民館
三咲公民館 等複合施設
松が丘公民館
小室センター
坪井公民館
高根台公民館 等複合施設
夏見公民館
高根公民館
新高根公民館 等複合施設
東図書館 等複合施設
北図書館 等複合施設
西図書館
高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)
(仮称)船橋市埋蔵文化財調査研究センター
市立小、中、特別支援学校